

○金ケ崎町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例

平成24年9月10日条例第15号

改正

平成28年6月10日条例第15号

金ケ崎町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（以下「復興産業集積区域」という。）において当該認定復興推進計画に定められた法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の適用)

第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成29年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から平成29年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合とし、当該家屋の垂直投影部分に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。

(課税免除の申請手続)

第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請をしなければならない。

(課税免除の決定及び通知)

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その申請内容について調査し、課税免除の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第5条 町長は、前条の規定により固定資産税の課税免除の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消し、又は既に行った課税免除に係る資産の一部若しくは全部に対して遡及して課税することができる。

(1) 対象施設等に係る事業を廃止又は休止したとき、若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(他の条例との関係)

第6条 第2条の規定により課税免除の適用を受けた対象施設等については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用する。

附 則 (平成28年6月10日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の金ヶ崎町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

改正

平成27年12月28日規則第29号

金ケ崎町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金ケ崎町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年金ケ崎町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第3条の規定による課税免除の申請は、固定資産税課税免除申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第2号から第6号に掲げる書類は初年度に限り提出するものとする。

- (1) 課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類
- (2) 事業所全体の平面図
- (3) 建物の平面図及び立面図
- (4) 建物附属設備、機械装置及び構築物の配置図
- (5) 土地の地目、地番毎の取得明細書及び図面
- (6) その他町長が必要とする書類

2 前項の申請期限は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新規申請 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあつては条例第2条の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する年の3月15日、法人である場合にあつては同条の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する事業年度に係る確定申告の期限
- (2) 継続申請 毎年1月末日

3 町長は、第1項の申請書を受理したときは、実地に調査し、その結果を固定資産税課税免除決定・却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用する。

附 則（平成27年12月28日規則第29号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住所又は所在地
 申請者 氏名又は法人の名称 印
 及び代表者氏名
 個人番号又は法人番号

[]

固定資産税課税免除申請書

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。

該当する認定復興推進計画	名 称			
	認 定 日	年 月 日		
「指定事業者」又は「指定法人」として指定を受けた日		年 月 日		
指定事業者実施計画期間		年 月 日～	年 月 日	
指定事業者の指定の有効期間		年 月 日	日まで	
又課税は免除を増設を受けようとする対象施設等	事業の種類			
	事務所又は事業所の名称			
	所在地			
	事業の用に供した日	年 月 日		
	事業の用に供した日の属する事業年度	年 月 日～	年 月 日まで	
	認定復興推進計画に定められた事業の用に供した施設又は設備（詳細は、別紙のとおり）	土地		円
		家屋		円
償却資産			円	
備考				

土地

所在地・地番	取得年月日	家屋の建設着手年月日	土地の取得面積①	左の取得価額	①のうち家屋敷地面積
合計					

家屋

所在地・家屋番号	家屋の用途・構造	床面積	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額
合計					

償却資産

名称	種類	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額
合計				

固定資産税課税免除決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長 印

年 月 日付けで申請のあった復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定による固定資産税課税免除については、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 固定資産税の課税免除 決定 ・ 却下
却下の場合、その事由（ ）
- 2 免除対象固定資産の課税標準額

資 産 種 類	対象資産の課税標準額（円）
建 物 及 び そ の 附 属 設 備	
機 械 及 び 装 置	
構 築 物	
土 地	

- 3 課税免除相当税額 円